

長崎市特定建設工事共同企業体実施要綱

平成9年3月3日
告示第59号

(目的)

第1条 この要綱は、本市が発注する建設工事で、確実かつ円滑な施工を図ることを目的として建設業者が連帯してその建設工事ごとに結成する特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）について、長崎市契約規則（昭和39年長崎市規則第26号。以下「規則」という。）、長崎市建設工事等競争入札参加者の資格審査及び選定要綱（昭和55年8月1日施行。以下「選定要綱」という。）及び長崎市建設工事等制限付一般競争入札実施要綱（平成14年長崎市告示第184号。以下「入札実施要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象工事)

第2条 共同企業体による施工対象工事は、大規模かつ技術的難度の高い建設工事であり、橋梁、トンネル、ダム、漁港、道路、下水道等の土木構造物及び建築物等の施設又は工作物に関する建設工事（以下「工事」という。）で、市長が必要と認めるものとする。

(工事の施工)

第3条 工事施工方式は、共同施工方式（甲型）とする。

(共同企業体の数)

第4条 指名競争入札において、参加できる共同企業体の数は、市長が別に定めるものとする。

(共同企業体の入札参加資格)

第5条 共同企業体を構成する建設業者（以下「構成員」という。）の入札参加者は、選定要綱第11条の規定に基づき、有資格業者名簿に登録されている者でなければならない。

2 入札実施要綱第3条第1項第7号の規定にかかわらず、同一共同企業体の構成員については、資本・人的関係（共同企業体の一構成員の代表者（入札・契約締結権限を有する受任者（以下「受任者」という。）を含む。）が、同一の共同企業体の他の構成員の代表者（受任者を含む。）を兼ねている場合を除く。）がある2者以上の者が含まれることを妨げない。

3 構成員は、市長が別に定める場合を除き、それぞれの入札実施要綱第3条第1項第8号に規定する工事種別の区分ごとに、同号に規定する予定価格（第8条に規定する出資比率の1構成員当たりの最小限度基準を勘案し、構成員ごとに市長が別に定める割合を乗じた額をいう。）に応じ、それぞれ同号に規定する総合数値等を満たす者でなければならない。

4 構成員は、建築業法（昭和24年法律第100号）第15条に規定する特定建設業の許可を受けている者でなければならない。

(共同企業体の構成)

第6条 共同企業体の構成は、共同施工を確保し、効果的活用及び運営上の責任の明確化を図るため2ないし3社をもって一共同企業体とする。ただし、対象工事の規模又は内容により市長が特別に認める場合はこの限りでない。

2 共同企業体を構成する場合、一の構成員は、同一工事について2以上の共同企業体を構成できないものとする。

3 共同企業体は、工事の施工にあたって総合力が発揮でき、実質的施工能力が増大するような組合せでなければならない。

(結成方法)

第7条 共同企業体の結成方法は、自主結成とする。

(共同企業体の出資比率)

第8条 出資比率の1構成員当たりの最小限度基準は、構成員数を勘案して、次のとおり定めるものとする。

- (1) 2企業構成の場合 30%以上
- (2) 3企業構成の場合 20%以上

(申請)

第9条 共同企業体を結成した構成員は、所定の申請書に特定建設工事共同企業体協定書(第1号様式。以下「協定書」という。)を添付して市長に提出しなければならない。

(資格審査及び共同企業体への通知)

第10条 共同企業体の資格審査については、別に定める。

2 市長は、前項の審査において、その結果を共同企業体の代表者に通知するものとする。

(入札書)

第11条 共同企業体の入札書には、共同企業体の代表者又はその代理人が記名押印しなければならない。ただし、共同企業体の構成員が当該代表者を入札代理人とする委任状を添付した場合にあっては、この限りでない。

(契約書の書式)

第12条 共同企業体との契約書の書式は、規則第28条第3項に定める標準書式に準拠して別に定める。

(契約の締結)

第13条 共同企業体との契約の締結に当たっては、契約書に共同企業体の代表者及び当該構成員(共同企業体の代表者たる構成員を除く。)全員が記名押印しなければならない。

2 前項の規定により契約を締結しようとする共同企業体は、契約書に協定書を添付しなければならない。

(代表者の権能)

第14条 市長は、工事に係る請負代金の支払等契約に基づく行為については、共同企業体の代表者を相手方とするものとする。

(共同企業体編成表の提出)

第15条 市長は、共同企業体の構成員全員による共同施工を確保するため、契約の相手方となった共同企業体の代表者に共同企業体の運営委員会の委員名及び工事事務所の組織、人員配置等を記載した共同企業体編成表を提出させるものとする。

(共同企業体の存続期間)

第16条 契約の相手方となった共同企業体は、工事の請負契約の履行後3か月を経過するまでの間は解散することができない。

2 当該工事につき結成された共同企業体のうち、契約の相手方とならなかったものは、当該工事に係る請負契約が締結された日をもって解散されたとみなす。

(準用)

第17条 この要綱は、随意契約及び建設工事に係る業務の委託契約について準用する。この場合において、建設工事に係る業務の委託契約にあっては、第8条に規定する出資比率の1構成員当たりの最小限度基準については、対象業務の規模及び内容を勘案し、市長が必要があると認めるときは、当該最小限度基準を10%以上とすることができる。

(共同企業体の特例)

第18条 分担施工方式(乙型)による共同企業体の取り扱いについては、そのつど市長が決定する。

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則(平成9年3月3日告示第59号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の長崎市建設工事共同請負実施基準の規定により入札する契約については、なお従前の例による。

(施行期日)

- 3 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月29日告示第197号)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年8月20日告示第608号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (平成22年3月19日告示第142号)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年5月11日告示第318号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (平成29年2月22日告示第130号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (平成31年3月27日告示第159号)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年9月25日告示第571号)

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則 (令和2年4月28日告示第59号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (令和3年3月25日告示第198号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

第1号様式（第9条関係）

特定建設工事共同企業体協定書

（目的）

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

- (1) 長崎市発注に係る 工事（当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下単に「建設工事」という。）の請負
- (2) 前号に附帯する事業

（名称）

第2条 当共同企業体は、 特定建設工事共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、 年 月 日に成立し、建設工事の請負契約の履行後3カ月を経過するまでの間は、解散することができない。
2 建設工事を請け負うことができなかつたときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び氏名）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

所在地

商号又は名称

所在地

商号又は名称

所在地

商号又は名称

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、

を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金（前払金、中間前払金及び部分払金を含む）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該建設工事について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

(商号又は名称) %

(商号又は名称) %

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌のうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、銀行 店とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事竣工の都度当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が建設工事を完成する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金が生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第16条の2 当企業体は、構成員のいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までの規定を準用する。

(代表者の変更)

第17条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事につき、契約不適合があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

外 社は、上記のとおり

特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書2通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

年 月 日

住 所

商号又は名称

代 表 者 名

⑩

住 所

商号又は名称

代 表 者 名

⑩

住 所

商号又は名称

代 表 者 名

⑩